京都府社寺等文化資料保全補助金のお知らせ

1 京都府社寺等文化資料保全補助事業について

本事業は、貴重な文化資料を後世に残すために、緊急に保全が必要でかつ保全に要する経費の負担が困難な所有者に対し補助金を交付し、文化資料の継承と府民の文化的生活の向上に資することを目的とした府独自の補助制度です。

2 京都府社寺等文化資料保全補助事業種目別一覧

	事業	租	1 別	補助率	限度額	摘	要	申 請 要 件	
1	文化資料保 存施設及び 設備の整備	ア	収蔵庫の設置	1/2以内	150万円	・価値の高い美術工芸品を保存す (防災・防犯・防湿等の点で十分		申請書・収支計算書・見積書(詳しく)	
		イ	防災防犯設備 の整備又は保 存施設の修理	1/2以内	100万円	・既存の収蔵庫、土蔵等の修理並 火災報知器、消火栓、貯水槽、 屋、防災塀)の設置・修理等		・仕様書(図面及び修理部 分を明示) ・写真(全体及び破損状況	
2	文化資料の 補 修	ア	美術工芸品の 補修	1/2以内	80万円	・学術上、芸術上価値が高いと認 以前の作品※)の補修	恩められる美術工芸品 (昭和20年	の判断できるもの数枚) (注) ・国の指定文化財、府の指定・ 登録文化財・暫定登録文化 財(いずれも民俗文化財を除 く)及び個人所有文化資料	
		イ	建造物の修理	1/2以内	200万円	・価値が高いと認められる建造物 建立当時の工法、仕様、材料等に			
3	民俗文化 資料の保全	ア	有形の民俗文 化資料の保全	1/2以内	100万円	・住民生活(衣食住、生業、伝統行るもの)の推移を知る上で貴重 (格納庫の新築及び修理を含む	重な資料となるものの保全	(市町村指定又は登録又は 京都市の認定・選定の文化財 を除く) は対象外。国登録は	
			無形の民俗文 化資料の保全	1/2以内	30万円	・地域の住民生活の中で伝承されて価値があると認められるもの 具類の新調・修理)、格納庫の設 曲、振付け、実技指導、研修会・請)の保全(衣装、楽器、楽台、道 置・修理並びに啓蒙・普及(作	対象(国庫補助事業の対象を 除く) ・事業の着手及び完了し たものは除く。 ・申請書の印鑑は、役職印 を原則とする。 ・申請物件の「年代、形式、 規模、由緒」のわかる古	
		ウ	無形の民俗文 化資料の映像 等記録整備	1/2以内	100万円	・文書、写真、映像等の記録作成 工芸技術の工程等を忠実に記録			
4	遺跡・名勝・天然記念物の保全			1/2以内	20万円	・市町村指定、登録に限る。(経常的な事業は除く。)		文書等の写真を添付すること。 ・事業の完了時期は、当該年度内とすること。 ※大正・昭和の建造物・書画、及び明治・大正・昭和の彫刻・工芸品は学識経験者の推薦状を添付す	
5	そ の 他			1/2以内	20万円				
問い		(京都市・乙訓地域)			市以南)	(亀岡市、南丹市、船井郡)	(福知山市、舞鶴市、綾部市)	(宮津市、京丹後市、与謝郡) 丹後広域振興局	
()合わせ	文化	匕政	化生活部 Z策室	地域連携・技 連携技		南丹広域振興局 地域連携・振興部企画・連携推 進課	中丹広域振興局 地域連携・振興部企画・連携推 進課	世域連携・振興部企画・連携推進課 0772(62)4300	
先	075 (414	4) 4521	0774(2	21) 2049	0771 (24) 8430	0773 (62) 2031		